

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年能登半島地震災害に伴う緊急撮影(輪島東地区)
業 務 概 要	本業務は、令和6年1月1日に能登半島で発生した最大震度7の地震災害について、被災状況等を正確かつ迅速に収集・把握するために、空中写真を撮影し、簡易オルソを作成する作業である。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 年 月 日	令和 6年 2月 2日
契 約 業 者 名	中日本航空株式会社 法人番号 3180001031924
契 約 業 者 の 住 所	愛知県西春日井郡豊山町
契 約 金 額	5,973,000円(税込み)
予 定 価 格	6,193,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	本業務は、とにかく迅速性が求められるが、くにかぜⅢは現在調布飛行場で整備中であり現地に向かうことができないことから、「輪島東地区」を外注により撮影することとした。こうした緊急時に委託先を迅速に決定するため、当院と(公財)日本測量調査技術協会との間で、「災害時における緊急撮影に関する協定」を締結しており、この協定に基づき同地区の緊急撮影を実施する。本協定に基づき、同協会に対して当該の撮影が可能な者の調査を依頼したところ、3者より実施可能との回答があった。これらの者の中から、同協会による優先順位が付された「緊急撮影対応可能会社調査結果一覧」及び「緊急撮影対応可能会社調査票」に記載されている地理的条件等を勘案し、最も迅速な対応が可能と思われる委託先を選定した。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、中日本航空株式会社と随意契約をするものである。
業 務 場 所	
業 種 区 分	写真測量
履 行 期 間 (自)	令和 6年 1月 2日
履 行 期 間 (至)	令和 6年 2月 29日
備 考	